

●地区計画

◆ 制限については、青梅市都市計画課
TEL.0428-22-1111(代表)まで問い合わせください。

地区計画は、地区レベルでのきめ細かなまちづくりを目指し、地区の特性に応じて街路、公園等の地区施設と建築物の用途、形態、敷地規模等について総合的な都市計画を定め、その計画にもとづいて建築または開発行為を誘導・規制するもので、良好な地区環境の整備と保全を図る制度です。

青梅市では、次の4地区で地区計画を定めております。

- ・ 都立誠明学園周辺地区地区計画
- ・ 新町地区地区計画
- ・ 青梅駅前西地区地区計画
- ・ 青梅インターチェンジ北側地区地区計画

地区計画区域内にて、建築物等の新築・増築を行うなど、地区計画の届出対象となる行為を行う場合には、着手の30日前までに届出が必要です。詳しくは青梅市都市計画課までご相談ください。